

『自動車保険』掛け方ガイド・・・vol. 18 関連知識編⑥

前回から続きまして、事故に遭遇した際の初動における注意点を皆様と共に考えていきたいと思えます。

【ケース②】

あの程度の怪我で「重傷」？！

会社員 B さんの場合

人身事故届出を事故後、約 1 カ月たっておこなったら「重傷」扱いでの処分がきてしまいました。



Best Plan

事故後すぐに人身届出をしていれば「軽傷」扱いで済むケースも、それが遅れることで、被害者の通院状況によっては、運転者に不利益な処分がくだることもあります。相手方が怪我をしている場合は、必ず人身届をしましょう。

Point!

通常、打撲捻挫の場合は全治 7 日から 10 日の診断書が作成されるケースが多く、その場合は軽傷扱いで処理されますが、1 か月後に診断書を提出しようとした際に、まだ被害者が通院中の場合は全治 1 カ月以上で作成される可能性が大きいので、その場合は重傷扱いで処理されてしまいます。

相手の方が怪我をなさった場合、必ず、人身事故での届出が必要です。

このように最初の判断はとても重要な要素となってきます。万一の際、決して忘れることなく対処していきましょう。